

仁木町住宅等耐震改修促進計画
《概要版》

平成23年2月

北海道仁木町

平成5年7月の北海道南西沖地震、平成7年1月の阪神淡路大震災、平成15年9月の十勝沖地震、平成16年10月と平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月に発生した岩手・宮城沖地震など、近年、人命が失われ、建築物等も大被害を受ける大地震が頻発しています。

本計画は、平成18年1月26日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」第5条第7項に基づき、「北海道耐震改修促進計画（平成18年12月）」を踏まえ、大地震が発生した場合に建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するため、本町内に現存する建築物の耐震性の向上を図り、安心して安全なまちづくりに資することを目的としています。

計画期間は、国及び北海道の計画との整合性を図るため、平成23年度から平成27年度までとします。

◆想定地震:建築物・人的被害評価を行う上で、以下の3種類の地震を想定しました。

- ①北海道地域防災計画で想定している6つの地震と、中央防災会議の専門調査会で北海道にゆれによる建物被害発生を予測している2つの海溝型地震をあわせた8つの地震のうちで、本町に最も影響が大きいと想定される地震は「石狩地震 (M6.75)」で、ゆれの大きさは主に震度5弱と予測されています。
- ②地震調査研究推進本部で想定している内陸活断層による地震のうちで、本町に最も影響が大きいと想定される地震は「増毛山地東縁断層帯による地震 (M7.8)」で、ゆれの大きさは主に震度5弱と予測されています。
- ③防災対策上の備えが必要という観点から想定する「全国どこでも起こりうる直下型地震 (M6.9)」では、本町のゆれの大きさは主に震度6強と予測されています。

■ 想定地震による建築物・人的被害評価

仁木町が大きくゆれる想定地震		石狩地震 (海溝型地震)	増毛山地東縁断層帯による地震 (内陸活断層の地震)	全国どこでも起こりうる直下型地震 (想定地震)	
地震の規模		M6.75	M7.8	M6.9	
仁木町でのゆれの大きさ (役場庁舎周辺)	震度階級	震度5弱	震度5弱	震度6強	
	計測震度	計測震度4.7	計測震度4.9	計測震度6.3	
被害評価(推計)	建築物被害	全壊棟数(棟)	0 (内訳)・木造 : 0 ・非木造 : 0	0 (内訳)・木造 : 0 ・非木造 : 0	206 (内訳)・木造 : 199 ・非木造 : 7
		半壊棟数(棟)	0 (内訳)・木造 : 0 ・非木造 : 0	0 (内訳)・木造 : 0 ・非木造 : 0	465 (内訳)・木造 : 443 ・非木造 : 22
	人的被害	死者数(人)	0	0	2
		負傷者数(人)	0 (内訳)・重傷者 : 0 ・軽傷者 : 0	0 (内訳)・重傷者 : 0 ・軽傷者 : 0	83 (内訳)・重傷者 : 4 ・軽傷者 : 79

※「仁木町でのゆれの大きさ(震度階級・計測震度)」と「被害評価(推計)」は、北海道地域防災計画や中央防災会議、地震調査研究推進本部において想定されている地震に基づく推計値です。

※「仁木町でのゆれの大きさ(震度階級・計測震度)」は、仁木町役場庁舎周辺のゆれの大きさを示しています。

※「全国どこでも起こりうる直下型地震」は、防災上の観点からシミュレーションしたものであり、過去に発生した地震に基づき震源地や発生確率を予測した地震ではありません。

		現在の耐震化率	減災の目標	将来の推計値(平27)	耐震化率の目標(平成27年度)	
国	住宅	75%	東海地震等の死者数等を半減	—	90%	
	多数の者が利用する建築物	75%			90%	
道	住宅	76%	道内想定地震による建築物被害を半減	—	90%	
	多数の者が利用する建築物	78%			90%	
仁木町	民間戸建住宅	耐震性を有する 881棟	81.7%	953棟	93.1% (建替・除却の自然増減により、耐震化目標の9割を達成する推計結果)	
		耐震性が不十分と思われる 197棟				
		合計 1,078棟				
	民間共同住宅	耐震性を有する 19棟	82.6%	道内想定地震による建築物被害を半減	21棟	91.3% (耐震性が不十分な民間の共同住宅4棟の所有者への指導・助言等に努める)
		耐震性が不十分と思われる 4棟				
		合計 23棟				
	民間の多数の者が利用する建築物	耐震性を有する 1施設	100%	(耐震化率目標として国・道との整合性を図る)	1施設	100% (民間の特定建築物1施設は既に耐震性を有するものである)
		耐震性が不十分と思われる 0施設				
		合計 1施設				
	公共の多数の者が利用する建築物	耐震性を有する 13施設	100%		13施設	100% (公共建築物の特定建築物13施設は既に耐震性を有するものである)
		耐震性が不十分と思われる 0施設				
		合計 13施設				

※「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法に規定する特定建築物を示します。

「特定建築物」とは、不特定多数が利用する特定の用途の建物、一定量以上の危険物を貯蔵・処理する建物、地震時に倒壊し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれのある建物のことです(該当の用途・規模等は、政令で定められています)。

※「耐震性を有する建築物」とは、①昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合するもの、②耐震診断を行った場合に耐震性能を証明できるもの、③耐震改修を行ったものを示します。

■ 公共建築物の耐震化の目標

本町の公共建築物で耐震改修促進法に規定する特定建築物13施設は全て、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有する施設であり、現時点で既に耐震化率は100%です。

1 安心して耐震診断・改修が行える環境整備

- ① 耐震診断・改修に係る相談体制の整備
町では建設課建築係を相談窓口として住宅建築・リフォーム等の相談に応じていますが、耐震診断・改修に係る相談等にも対応することとして、窓口の充実を図ります。
北海道が実施している戸建て住宅を対象とした無料耐震診断（後志総合振興局が対応窓口）や、住宅に係る耐震改修促進税制の案内・相談を行います。
- ② 耐震診断・改修に係る情報提供の充実
町のホームページ・町広報誌等を活用し、地震防災対策に関する普及啓発等、耐震診断・改修等に係る情報提供の充実を図ります。
- ③ 専門技術者育成のための耐震診断・改修技術等の講習会等の案内
町内の専門技術者育成のために、北海道や関係機関・団体等が開催する耐震診断技術講習会・性能向上リフォーム講習会・応急危険度判定士講習会等の案内・紹介を行います。

2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

- ① 地震防災マップ（ゆれやすさマップ）の作成・公表
建築物所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震による危険性の程度を記載した地震防災マップ（ゆれやすさマップ）を作成・公表します。
- ② 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの周知
住宅所有者向けに、北海道や関係機関・団体等が整備する地震防災対策のパンフレット等を活用して普及啓発資料を建設課窓口を設置するとともに、窓口においてその周知を図ります。
- ③ 町民・町内会等への普及啓発
町民・町内会等に対して、建設課建築係を窓口として、耐震診断・改修に係る普及啓発資料を周知するとともに、必要に応じて、建築物防災週間等の各種行事やイベント等の機会を通して、建築物の耐震診断及び耐震改修の重要性について普及啓発を図ります。

3 地震時の総合的な安全対策の推進

- ① 地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）の指定
地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、町長が特に必要と認める場合として、仁木町地域防災計画との整合性を図りながら、地域における緊急輸送等の重要性・必要性を勘案し、道道然別余市線、道道仁木赤井川線及び幹線（国道と主な道道）から本町の避難所に至る主要道路を、本計画に基づく「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」として指定します。

◆ 本町が指定する「地震時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路）」
○国道5号(北町)からフルーツパークにきを經由し国道5号(南町)に至る道路(町道仁木山の手線、町道1号線)
○仁木中学校からいきいき88に至る道路(町道5号線)
○国道5号(大江)から然別に至る道路(町道1の号然別停車場線)
○国道5号(西町)から旭台に至る道路(町道6号線)
○道道然別余市線
○道道仁木赤井川線
○銀山中学校から道道仁木赤井川線に至る道路(町道銀山中央線)
○銀山小学校から道道仁木赤井川線に至る道路(町道銀小線)
○旧長沢小学校グラウンドから道道仁木赤井川線に至る道路(町道長沢漁別線、町道長沢線、馬群別長沢線)
- ② 地震発生時の対応（応急危険度判定の必要な措置）
地震が発生し、被害を受けた建築物等の応急危険度判定が必要な場合、町は判定実施本部等を設置し、北海道と連携し、必要な措置を講じます。

■ 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等、及び計画の推進に関する事項

町は、耐震改修促進法で定義される所管行政庁である北海道（後志総合振興局）と十分な連絡調整を行い、連携して、耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等や効果的な対策等に取り組んでいきます。